

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 4 0 号				
件 名	市民病院の造影剤投与の説明と同意書は検査の都度実施することについて				
要 旨	<p>令和元年 10 月 25 日の新潟市病院事業管理者からの市長への手紙の返信文書に、「入院時は入院中の初回検査時に、検査について説明したうえ、患者さんの同意のもと同意書を頂いています。」と記載されています。</p> <p>なぜ、検査の都度、実施しないのでしょうか。患者にとってリスクのある造影剤を投与する検査は、検査ごとに医師の説明と患者からの同意が必要です。病院のリスク管理はどうなっているのでしょうか。他の医療機関で実施されていることが、なぜ、市民病院でできないのでしょうか。</p> <p>よって、以下について陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 造影剤投与の検査の実施に当たっては、検査の都度、医師の説明と患者からの同意書を作成すること。</p> <p>2 カルテには医師の説明と患者から同意を得たことを確実に記載すること。</p>				
付 託 年月日 委員会	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">令和元年 12 月 3 日</td> <td style="padding-right: 10px;">第 1 項 第 2 項</td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="vertical-align: middle;">市民厚生常任委員会</td> </tr> </table>	令和元年 12 月 3 日	第 1 項 第 2 項	}	市民厚生常任委員会
令和元年 12 月 3 日	第 1 項 第 2 項	}	市民厚生常任委員会		
受 理	令和元年 11 月 13 日 第 427 号				